

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

今月の視点

所得税等の確定申告 税金の納付方法

納付方法はさまざま

確定申告書を提出された方で、納付する税額がある場合は、納期限までにご自身で納付をする必要があります。今年でいうと納期限は申告所得税及び復興特別所得税は令和7年3月17日、消費税及び地方消費税（個人事業主）は3月31日です。

納付方法については、キャッシュレス納付が盛んです。各種方法を確認してみましょう。

特徴的な振替納税

納税者自身名義の口座から、国税庁が定める振替日に口座引落としを行い納付する方法ですが、これは所得税等や個人事業者の消費税等のみ利用ができる方法で、相続税や贈与税等の納付には利用できません。e-Tax か書面で振替納税の依頼書を納期限までに提出すれば利用可能です。

取りやめ依頼をしない限りは、手続きが必要なのは利用開始の初回だけで次年度以降も振替納付が行われます。また、所轄税務署が変更となる場合でも、申告書の振替継続希望欄に「○」を記載して提出すれば振替納付が行われます。

ネットバンキングを利用した納付

e-Tax の利用をしている場合は、納付情報を登録又は入力することで、インターネットバンキングやATMからの納付が可能です。

また e-Tax ソフト等で申告書を作成した後に、簡単なクリック操作でそのまま登録した口座から振替が行える「ダイレクト納付」という方法もあります。ただしダイレクト納付については利用届が必要で、利用開始にオンライン提出で1週間程度、書面提出で1か月程度時間がかかります。

クレジットカード・スマホアプリ納付

インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払サイト」から納付が可能です。ただし、納付税額に応じた決済手数料がかかります。

スマホアプリ納付で現在利用できる決済アプリは、PayPay・d払い・aupay・LINEpay・メルペイ・amazonpay・楽天ペイとなっています。スマホアプリ納付は決済手数料が発生しませんが、納税額が30万円以下の方用の納付手続きです。以前は確定申告書等作成コーナーで申告書を書面で作成した場合QRコードが出力されていましたが、今年からは出力されなくなり、e-Tax経由で決済サイトに移動する方法に一本化されました。



QRコードでのコンビニ払いや、従来の納付書払いも可能です

資金繰りが苦しくなる前に ～早期経営改善計画～

早期経営改善計画とは

企業の経営環境が厳しさを増す中、売上げの低迷や資金繰りの悪化に直面する前に手を打つことが求められています。そのための有効な手段が「早期経営改善計画」です。この制度は、国が認定する専門家のサポートを受けながら、自社のビジネスモデルや資金繰り計画を整理し、持続的な経営改善を図ることを目的としています。金融機関との対話を円滑に進め、経営の健全化を促すための重要なステップとなります。

制度を活用するメリット

早期経営改善計画の大きな魅力は、専門家の支援を受けながら計画を策定できる点です。通常、こうしたコンサルティングには費用がかかりますが、本制度を利用すれば、その費用の2/3（上限15万円）が補助されるため、負担を抑えながら取り組むことが可能です。さらに、経営状況を整理し、資金繰りの見直しを行うことで、金融機関との信頼関係を強化することもできます。

実際の活用方法

まず、認定支援機関と相談し、自社の経営課題を整理します。その上で、ビジネスモデルの現状を可視化し、具体的なアクションプランと資金繰り計画を策定。計画策定後も専門家が伴走支援を行い、計画の進

捗状況を確認しながら必要な調整を行います。こうした継続的なフォローアップにより、策定した計画が実効性のあるものとなり、経営改善につながるのです。

成功事例の紹介

例えば、ある運送業のA社では、この制度を活用し、取引先ごとの利益率を分析しました。その結果、利益率の高い取引先を明確にし、重点的に対応することで収益の向上を図ることができました。また、資金繰り計画を作成したことで、経営状況を数値で把握しやすくなり、金融機関との交渉もスムーズに進むようになりました。更に、後継者が財務管理の手法を学ぶ機会にもなり、経営の安定化に大きく貢献しました。

最新の動向と今後の展望

2024年11月に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」により、本制度の取扱期間が2028年1月まで延長されました。自社の経営を立て直し、持続的な成長を実現するため、この機会に早期経営改善計画の策定を検討してみたいはいかがでしょうか。



早めにご相談いただく事業者様は信頼できます。



商用利用は大丈夫？ ChatGPT と切っても切れない著作権の関係について解説（第4回）

【質問】

当社も、時代の流れに遅れまいと生成 AI を積極的に活用しようと考え、手始めに ChatGPT を業務に利用していこうと考えています。

ただ、色々調べていると、ChatGPT を利用することで必然的に著作権侵害の問題が生じる旨の記述を多く目にし、不安になっています。

どのように考えていけばよいのでしょうか。

【回答】

前回は、「プロンプト入力場面と著作権の関係」につき解説しました。今回は「ChatGPT からの出力内容と著作権の関係」について説明を行います。

【解説】

■ ChatGPT からの出力の場面

プロンプトを駆使して、ChatGPT より有益な回答を得られた場合、その回答内容を独占化して自らのためだけに利用したいと考える場面があるかもしれません。

ただ、この場合、有益な回答＝AI 生成物が果たして著作物に該当するのか疑問が生じることになります。

一方で、ChatGPT が導き出した回答内容が他人の著作物に類似していた場合、著作権侵害が成立し、プロンプト入力者は何らかの制裁を受けるのではないかという疑問も生じます。

以上の2点につき、解説します。

(1) 著作物に該当するか

著作物の該当性については、上記 1.(1) で解説した通りです。

この点、ChatGPT の利用者が、単に「××について教えて欲しい」とプロンプトを入力しただけの場合、AI 生成物（回答内容）につき入力者が創作的に関与したとは言いづらく、著作物には該当しないと考えられます。

一方で、ChatGPT の利用者が、特定の回答が得られるよう、入力条件を駆使するなどして寄与していたと言え得るのであれば、著作物に該当する余地が生じます。

結局のところ、ChatGPT の利用者が、ChatGPT を思想・感情のある表現物を作成するための道具として利用したに過ぎず、かつその結果生まれた AI 生成物に個性や独自性が認められた場合は、著作物に該当すると考えられます。

ただ、このように考えた場合、プロンプトの入力内容が著作物該当性に大きな影響力を及ぼすこととなります。著作物としての保護を受けたいのであれば、プロンプトの入力過程を保存するといった対策が必要になりそうです。

(2)他人の著作権を侵害するか

著作権侵害の判断は、前々回（2025年2月号）で解説した通りです。

この点、「類似性」については、他人の著作物とAI生成物とを比較することで判断が可能です。問題は「依拠性」についてです。なぜ問題になるのかですが、ChatGPTに搭載されている学習用データセットに他人の著作物が含まれていたのがブラックボックスであることはもちろん、仮に含まれていたとしても、プロンプト入力者が他人の著作物の存在につき認識していなかった場合にまで依拠したと言い得るのか等の疑義が生じるからです。

実はこの点については激しい議論が交わされており、執筆者が知る限り、裁判例や定まった見解はもちろん、有力な見解というものも無いように思われます。

このため、今後の議論の行方を見守る必要があるのですが、1点指摘できるとすれば、プロンプトの入力内容によっては依拠性が推定されるのではないかという点です。

すなわち、生成AIはプロンプトの入力内容に沿ってAI生成物を作成します。そうであれば、プロンプトの入力内容が他人の著作物を念頭に置いたような内容（例えば、××風の文章を作成してくださいなど）であれば、依拠性を推認する事情にはなり得るのではないのでしょうか。

いずれにせよ、万一AI生成物が他人の著作物に類似してしまった場合、依拠性につき疑義は残りますが、現状では著作権侵害のリスクを想定して利用は控えるという対応が求められると考えられます

■補助金の収益納付について

過去回にも少し触れていますが、2025年度から補助金の収益納付制度がなくなりつつあります。そこで、改めて補助金の性質についてお話させていただきます。

従来の補助金は、「国からもらえるお金」ではなく「国からの投資」という位置づけでした。そのため、補助金を使った事業で利益が出た場合は、その一部を返還しなければならないという大原則がありました。この大原則は補助金活用後、5年間縛られるものでした。

▼公募要領一部抜粋

(7) 事業化状況の報告から、本事業の成果の事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合には、受領した補助金の額を上限として収益納付しなければなりません（事業化状況等報告の該当年度の決算が赤字の場合は免除されます）。

しかし、本年度からこの収益納付制度が廃止されてきています。具体的には、ものづくり補助金・新事業進出補助金などについては本年度の募集回から収益納付を求められなくなりました。

これにより、より補助金という制度が使いやすくなってきています。文字通り「国からもらえるお金」という位置づけになったからです。

今後募集が開始されてくる補助金についてもこの収益納付制度があるのかないのかという点は重要なポイントとなるので、専門家と事前に打ち合わせを進めるようにしましょう。

■補助金最新情報

【ものづくり補助金：4月25日締切】

ものづくり補助金の17次募集が開始されております。期限は4月25日までとなっておりますので、ご活用される方は早めにご準備を進めていきましょう。

▼ものづくり補助金公式サイト

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html>

【小規模事業者持続化補助金：6月13日締切】

小規模事業者持続化補助金については、暫定版ではありますが募集開始の情報が発表されていません。

▼小規模事業者持続化補助金公式サイト

<https://r6.jizokukahojokin.info/>

補助金の活用については、早めに専門家へ相談し交通整理をしてもらいながら進めることで、採択率を高めることができ、また採択後の手続きもスムーズに進めていくことができます。

ご活用については、お気軽にご相談ください。